

第 1 9 8 回 組 合 会 会 議 録

1. 開催日時 令和 6 年 2 月 2 6 日(月) 午後 3 時 3 0 分
2. 開催場所 水戸市笠原町 9 7 8 番 2 6
茨城県市町村会館 大会議室
3. 日 程 「第 1 9 8 回組合会議案」次第のとおり
4. 議 題
 - (1) 報告第 1 号 令和 5 年度上半期業務監査の結果について
 - (2) 報告第 2 号 第 3 期データヘルス計画の策定について
 - (3) 選 第 1 号 理事の選挙について
 - (4) 選 第 2 号 理事長の選挙について (理事長職務代理者の指定)
 - (5) 選 第 3 号 茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会委員の選任について
 - (6) 議案第 1 号 茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)について
 - (7) 議案第 2 号 茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)について
 - (8) 議案第 3 号 茨城県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正(案)について
 - (9) 議案第 4 号 茨城県市町村職員共済組合保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部改正(案)について
 - (10) 議案第 5 号 令和 6 年度本組合事業計画及び予算(案)について
 - (11) そ の 他
5. 出席議員の氏名
(長側議員：7名)
 1. 萩 原 勇 2. 宮 田 達 夫 3. 沼 田 和 利
 5. 鈴 木 定 幸 6. 先 崎 光 7. 木 村 敏 文
 9. 野 澤 良 治
(職員側議員：7名)
 - 1 1. 鈴 木 智 子 1 2. 木 内 修 平 1 3. 外之内 信 浩

15. 古 渡 秀 和 17. 圓城寺 和 則 19. 廣 江 良 之
20. 香 取 雄 介

6. 地方公務員等共済組合法施行令第 13 条及び本組合定款第 21 条の規定に基づき、本会議に出席したものとみなされる議員及び代理人の氏名

(委任した議員)

(委任を受けた議員)

- | | |
|----------------|-------------|
| 4. 大 谷 明 | 7. 木 村 敏 文 |
| 8. 上遠野 修 | 7. 木 村 敏 文 |
| 10. 野 村 勇 | 7. 木 村 敏 文 |
| 14. 窪 田 慎 一 | 12. 木 内 修 平 |
| 16. 江 川 隆 浩 | 20. 香 取 雄 介 |
| 18. 作 田 友 貴 | 17. 圓城寺 和 則 |

7. 会 議

(1) 開 会

矢野総務課長

定刻となりましたので、ただいまから第 198 回組合会を開会いたします。

本日の組合会でございますが、根本理事長のご退任後の初めての組合会でございますので、地方公務員等共済組合法第 12 条第 1 項の規定に基づきまして、坂東市の木村市長さんが、理事長職務執行者として、議長に当たることとなりますのでご報告を申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、木村市長さんにご挨拶をお願いいたします。

(時に、午後 3 時 30 分)

(2) 理事長職務執行者あいさつ

木村理事長職務執行者

坂東市長の木村でございます。

ただいまご紹介のありましたとおり、根本前理事長のご退任により、10 月 3 日より理事長職務執行者に就任いたしました。それでは、ご指名をいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、第 198 回組合会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。

また、ご案内のとおり、長側の組合会議員に、1 名の欠員が生じておりましたので、先月 19 日に補欠選挙を執行し、新たに牛久市長の沼田市長さんが組合会議員に就任されました。本日は、沼田牛久市長さんにご出席をいただいておりますのでご紹介したいと思いま

沼田議員
木村理事長職務
執行者

す。一言お願いいたします。
どうぞよろしくお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
また、昨年 5 月 18 日の補欠選挙により新たに組合会議員に就任された常陸太田市長の宮田市長さんにもご出席いただいておりますのでご紹介いたしたいと思っております。

宮田議員
木村理事長職務
執行者

宮田市長、一言よろしくお願ひします。
どうぞ皆さんよろしくお願ひ申し上げます。
はい、ありがとうございました。
さて、本日の組合会は、お手元にお配りいたしました議案のとおり、報告が 2 件、共済組合の理事及び理事長の選任など役員選挙、さらに議案としまして、「定款の一部変更(案)」及び「令和 6 年度の事業計画及び予算(案)」などにつきまして、ご審議をいただくこととなっております。

令和 6 年度事業計画及び予算(案)につきましては、職員側議員の皆様のご協賛をいただきまして、引き続き安定した事業運営が可能となるよう作成しております。

また、本予算(案)につきましては、総務省の事業運営方針に則り作成いたしており、内容につきましては、先に開催いたしました役員会におきまして、ご検討いただいたところでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局より説明をいたします。どうか十分、ご審議をいただきまして、適切に決定を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

矢野総務課長

ありがとうございました。それでは、木村市長さん、議事進行をよろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、ご協力を賜りまして議長を務めさせていただきます。次第に従いまして、順次進めてまいります。

(3) 議席の決定

議 長

まず、「議席の決定」でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、長側議員のうち 1 名の方が新たに組合会議員となられましたので、改めて議席番号を決定いたしたく存じます。

議席番号は、組合会会議規則第 3 条の規定により議長が決めることとされております。

事務局より発表させますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

太田事務局長

それでは、ご指示により議席番号を発表させていただきます。

会議資料の中に「当組合第 31 期組合会議員名簿」がございます。

この名簿は、当組合定款第 9 条の長側議員、職員側議員の選挙区順になってございます。

議席番号はこの名簿順に付番することになりますので、一番上の龍ヶ崎市の萩原市長さんが議席番号 1 番とお呼びさせていただきます。以下、順番に付番しまして、議席番号 20 番が古河市の香取議員さんと

なります。
 お手数でございますが、議席番号のご記入をお願いいたします。以上でございます。
 議長 はい、ありがとうございます。

(4) 出席・欠席議員の報告

議長 はじめに、「出席・欠席議員の報告」ですが、長側議員は、定数 10 名中、出席が 7 名、委任状を提出したことにより、出席とみなされる者 3 名の計 10 名、職員側議員は、定数 10 名中、出席が 7 名、委任状を提出したことにより、出席とみなされる者 3 名の計 10 名でございます。
 それぞれ定足数に達しておりますので、第 198 回組合会は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。
 なお、本日は、小谷学識経験者監事さんに、ご出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

(5) 議案説明員の報告及び会議書記の指名

議長 次に、「議案説明員の報告及び会議書記の指名」ですが、議案説明員といたしまして、太田事務局長ほか 5 名、会議書記に加倉井課長補佐及び柘植係長を指名いたします。

(6) 会議録署名議員の選任

議長 次に、「会議録署名議員の選任」でございますが、選任の方法は、組合会会議規則第 18 条により議長が指名することとされておりますので、長側議員は、議席番号 5 番 鈴木議員、職員側議員は、議席番号 20 番 香取議員、ご両人を、会議録署名議員に指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(7) 会 議

議長 それでは、議事に入ります。
 報告第 1 号「令和 5 年度上半期業務監査の結果について」、古渡監事さんよりご報告をお願いいたします。
 15 番古渡議員 はい、行方市の古渡です。監査報告ということで、私の方から報告させていただければと思います。
 監査報告、組合定款第 43 条の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり報告させていただきます。
 監査日時につきましてはは今年の 11 月 24 日。監査の対象となった期間は今年の 4 月 1 日から 9 月 30 日までとなっております。監査事項につきましては、4 月 1 日から 9 月 30 日までの各経理の財産の管理運用、並びに関係帳簿及び証拠書類の内容を確認してきたところです。監査の結果の概況及び意見については、各経理とも法令に基づいて執行され、証ひょう書類も完備しており、令和 5 年度上半期の経理処理

議 長

は適切であるというふうに判断を下しております。出納職員に対して直接注意した事項は特にありません。監事 先崎 光、古渡 秀和、小谷 隆亮、以上、ご報告させていただきます。

はい、ありがとうございました。

監査結果につきましては、報告のみとなりますので、ご了承いただきたいと思えます。

太田事務局長

続きまして、報告第 2 号「第 3 期データヘルス計画の策定について」、事務局の説明をお願いいたします。

はい、それでは、議案集の 3 ページでございます。（2）報告第 2 号「第 3 期データヘルス計画の策定について」でございます。

本組合の組合員の自主的な健康増進、疾病予防の取り組みを支援し、健康寿命の延伸・医療費の適正化を目指し平成 27 年度からデータヘルス計画を策定し取り組んできたが、この度、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間の保健事業の実施計画である第 3 期データヘルス計画を策定するので、その概要について報告するものでございます。

本日付け、理事長職務執行者名でございます。

ページを返していただきまして、4 ページでございます。

なお、4 ページ以降 19 ページまで、現在策定中でございます当組合における第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画（案）をお示ししてございます。大変ボリュームのある内容でございますので、要点のみ申し上げます。

第 1 章データヘルス計画の策定にあたってでございますが、1、データヘルス策定の背景として、「日本再興戦略」の中で、国民の健康寿命延伸の実現のため、予防・健康管理の推進に関する仕組みづくりとして保健事業を中心として取り組むことが掲げられております。

2、計画の狙いは、レセプトデータを分析したうえで、被保険者、組合員等の健康課題を把握し、より効果的・効率的な保健事業を実施することによりまして、3 行目の太字で表示しております「データに基づく目標設定と評価結果の見える化、所属所とのコラボヘルスの推進」をテーマに策定いたします。

併せて、3、他の施策・計画との関係にあるとおり、第 4 期特定健康診査等実施計画と相互に連携することとなりますが、後期高齢者支援金の加算減算制度において、より成果型で評価されますので、実施率の向上はもとより、メタボリックシンドロームの該当割合の減少といった課題を解決する方法を検討していかねばなりません。

次の 5 ページでございます。第 2 章、基本情報でございますが、こちらは国等へ報告した数値等を掲載してございます。5 ページ中ほどの 2、特定健康診査の実施状況でございますが、①の表のとおり、令和 4 年度、右端でございますが、目標値 89% に対し実施率は 85.5% でございます。その内訳は②の表でございますが、組合員では実施率 95.9% と目標値を上回っておりますが、ページを返していただきまして 6 ページでございます。被扶養者では目標値 74% に対し実施率 48.1% となっており、目標を大きく下回っているところでございます。

また、3の特定保健指導の実施状況につきましては、①の表のとおり令和4年度、右端でございますが合計で41%の目標に対し実施率は45%、内訳として②の表のとおり、積極的支援で41.7%、動機付け支援で49%となっており、第2期データヘルス計画では目標達成しておりますが、第3期の目標値は60%となるため、今以上の勧奨が必要となっておりまして参ります。

次に、第3章第2期データヘルス計画の振り返りでございますが、次の7ページの「主な保健事業整理」に成功要因・阻害要因に分けてまとめました。

特定健康診査の組合員、その下の被扶養者の受診については主に実施医療機関等からの健康診断の受診結果の提供をもって受診とみなしますが、受診率が横ばい状態となっている状況でございます。パート先の受診結果提供者にはクオカードを進呈するなどの施策を行っておりますが、伸び悩みが見られます。その下の特定保健指導につきましては、いわゆるリピーターの辞退者が多く、マンネリ化を防ぐため、複数業者と契約しており、また、時間に囚われないICTによる個別型指導も導入しておりますが、より充実した体制を整えることが重要かと思っております。なお、その他詳細については、後ほどお読み取りいただきたいと存じます。

ページを返していただきまして8ページの第4章では、データ分析結果を掲載してございます。後ほどお読み取りいただきまして、次ページの第5章 第3期データヘルス計画の策定でございます。

まず、1、目的と目標でございます。目的でございますが、生活習慣病の発生予防・重症化の抑制など早期介入が重要でございますので、より細かな分析を含め、効果的・効率的な実施に努めて参りたいと存じます。そして、目標でございます。特定健康診査実施率90%、特定保健指導60%の達成、重症化予防事業アウトカム目標の達成、歯科受診率割合の5%増加としてございます。その下、2、データ分析から見えた健康課題は以下のとおりでございます。

ページを返していただきまして、10ページでございます。3、医療保険者のインセンティブ改革でございますが、こちらは後ほどお読み取りいただきまして、後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が負担する支援金の加算・減算について、令和6年度から、予防・健康づくり等に取り組む医療保険者に対するインセンティブが重視され、複数の指標の達成状況に応じて減算する仕組みへの見直しが予定されているところでございます。

4、保健事業実施計画でございます。第3期データヘルス計画で実施する事業について、その概要と計画、目標値を記載してございます。特定健康診査、組合員でございます。目的と概要はお読み取りいただきまして、アウトプット指標でございますが、特定健康診査実施率を95%とし、アウトカム指標の内臓脂肪症候群・予備軍ではなくなった者の割合を、前年比5%減を目指すところでございます。以降の項目については、アウトプット指標とアウトカム指標のみをご報告申し上げます。

特定健康診査、被扶養者でございます。アウトプット指標の特定健康診査実施率を当初 50%、以降毎年 6%増で令和 11 年度で 80%とし、アウトカム指標の内臓脂肪症候群・予備軍ではなくなった者の割合を、前年比 5%減を目指すところでございます。

次のページ、11 ページでございます。特定保健指導でございます。特定保健指導実施率を当初 50%、以降毎年 2%増で令和 11 年度で 60%とし、特定保健指導対象者率を、前年比 5%減を目指すところでございます。

生活習慣病健診でございます。受診者割合を 100%、内臓脂肪症候群予備軍者割合を、前年比 5%減を目指すところでございます。ページを返していただきまして、12 ページでございます。

第 6 章では、第 4 期特定健康診査等実施計画を載せてございます。後ほどお読み取りいただきまして、ページを返していただきまして、14 ページ以降は参考資料となっております。

14 ページ、「市町村共済における保険者機能の総合評価の指標の点数一覧」は、全国のデータヘルス計画に基づく総合評価の得点表で、こちらが後期高齢者支援金の減算の基礎になりますが、茨城県は 112 ポイントで 2 年連続減算対象となりました。

次の 15 ページは、「第 3 期特定健康診査等実施計画における特定健康診査実施率」の表は全国ランキング順に掲載されており、当組合の順位は、健康診査では 38 位でございます。

ページを返していただきまして、次のページの 17 ページでございます。同じく第 3 期計画における特定保健指導実施率の表は全国ランキング順に掲載されており、当組合の順位は 15 位でございます。

健康診査の順位が低い理由は先に述べたとおり、被扶養者の低受診率の影響が大きいところです。ページを返していただきまして、次の 19 ページでございます。

「令和 4 年度における特定健康診査受診率・特定保健指導実施率」は県内所属所のデータを掲載しております。いずれも細かい表記で申し訳ございませんが、後ほどお読み取りいただきますようお願いいたします。以上が概要となりますが、その他詳細な分析資料を加えまして、今年度中に策定、各機関に報告予定となっております。

なお、当該事業につきましては、共済組合では事業の重要性の研修を行うことは可能ですが、被扶養者の受診率や各種健診等の実施率の向上については、所属所の当該事業担当者の実行力等が大きく保健指導等の実施率に影響がでます。

議員の皆様におかれましては、ご自身の市町村等の実施率の向上にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報告第 2 号「第 3 期データヘルス計画の策定について」は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

はい、ありがとうございました。ただいま報告第 2 号につきまして事務局より説明をさせていただきました。ご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。はい、それでは質問は無いようでございますの

議 長

太田事務局長

で、続きまして、選第 1 号「理事の選挙について」及び選第 3 号「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会委員の選任について」、一括して事務局より説明を求めます。

議案集 20 ページでございます。（3）選第 1 号「理事の選挙について」でございます。

茨城県市町村職員共済組合定款第 28 条第 4 項の規定に基づき、理事の補欠選挙を次により行うものでございます。本日付け、理事長職務執行者名でございます。

- 1、選挙すべき理事の数は、市町村長側議員から 1 人
- 2、選挙の要領でございますが、市町村長側議員の選挙によるものとなります。

この補欠選挙につきましては、理事長でありました根本牛久市長さんが令和 5 年 10 月 2 日付けで任期満了により退任したので当組合の議員及び理事の職を退職されました。このため、理事に欠員が生じていますので長側議員において選出していただくものでございます。

次のページ、（4）選第 2 号は理事が選出されてから行いますので、ページを返していただきまして、「理事の補欠選挙に関する参考資料」を記載してございます。

先ほど、選挙の要領について市町村長側議員の選挙と申し上げましたが、下段の 3、共済組合役員選挙規程によりまして、各議員に異議がなければ「指名推せんの方法によることができる」とされておりますので申し添えます。

続きまして、次の 23 ページでございます。

（5）選第 3 号「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会委員の選任について」でございます。

茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、次により選任するものでございます。

本日付け、理事長名でございます。

- 1、選任すべき委員の数は、市町村長側議員のうちから 1 人でございます。
- 2、選任の要領でございますが、市町村長側議員の互選によるものでございます。

ページを返していただきまして、24 ページでございます。現在の保養所運営委員の名簿でございます。次のページ 25 ページには参考資料といたしまして、「当組合保養所運営委員会設置要綱」を記載してございます。

要綱の第 3 条をご覧くださいますと、保養所運営委員会の組織について規定されております。委員会は 10 名の委員で構成され、長側議員 5 名、職員側議員 5 名で組織されます。

委員長であった根本牛久市長さんの退職により長側の委員さん 1 名が欠員となっておりますことから、選出いただくものでございます。

なお、慣例により、役員であります「理事」及び「監事」の方は委員に就任いただくこととされてございますこと、そして、役員以外の方から 1 名を選出していただいておりますこと申し添えます。

議 長

選第 1 号「理事の選挙について」、選第 3 号「茨城県市町村職員共済組合保養所運営委員会の委員の選任について」の事務局説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局より一括して説明させていただきましたが、ご質問があればご発言をお願ひしたいと思います。

はい、それでは特にご質問は無いようでございますので、これから選考に入らせていただきます。

長側の議員さんは、この場で選考をお願ひいたします。職員側の議員さんにつきましてはご退席くださるようお願いいたします。選考が終わるまでの間、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、休憩をときまして再開いたします。

選考の結果につきまして、長側議員の代表の方より、選第 1 号及び選第 3 号につきまして、選考の結果をご報告願ひします。

9 番野澤議員

それでは選考結果を報告させていただきます。長側議員の選考結果につきまして、選第 1 号「理事の選挙」につきましては、6 番 先崎那珂市長さんを選考いたします。

なお、監事が欠員となったため、5 番 鈴木常陸大宮市長さんを監事に選考いたしました。

また、選第 3 号「保養所運営委員の選任」につきましては、10 番 野村八千代町長さんを選考いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。ただいま、選第 1 号及び選第 3 号につきまして選出結果のご報告がございました。

本件につきまして、一括して承認を求めます。

選第 1 号及び選第 3 号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり。)

議 長

ありがとうございます。ご異議が無いようでございますので、ただいまのご報告どおり承認いたします。

選出されました議員さんにつきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、選第 2 号「理事長の選挙について」、事務局の説明を求めます。

太田事務局長

議案の 21 ページでございます。(4) 選第 2 号の「理事長の選挙について」でございます。

地方公務員等共済組合法第 13 条第 4 項及び茨城県市町村職員共済組合定款第 28 条第 6 項の規定に基づき理事長の選挙を次により行うものがございます。

本日付け、理事長職務執行者名、でございます。

1、理事長の被選挙権は、市町村長側の理事、でございます。

2、選挙の要領は、理事が選挙する、ものでございます。長側理事さんと職員側理事さんで選挙をお願ひいたします。

議 長

また、その下の「理事長職務代理者の指定」でございますが、地方公務員等共済組合法第 12 条第 1 項の規定に基づき、長側の理事のうちから理事長職務代理者の指定を理事長に行っていただくもので、ございます。選第 2 号については以上でございます。

ただいま、事務局より説明がありましたが、ご質問があればご発言をお願いいたします。

それでは特にご質問が無いようでございますので、これから理事の皆さんは別室において、選考をお願いいたします。

選考が終わるまでの間、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、休憩をときまして再開いたします。

選考の結果につきまして、理事の代表の方からご報告をお願いいたします。

1 2 番木内議員

はい、職員側の代表理事を務めております那珂市の木内です。よろしくをお願いいたします。先ほど皆さんに集まっていたいで選第 2 号「理事長の選挙」でございますが、木村坂東市長さんに理事長をお願いすることになりました。以上、ご報告いたします。

議 長

はい、ありがとうございます。

選考の結果ですね、理事の皆様のご推挙を頂戴しまして、理事長の職を務めさせていただくことになりました。今後とも皆様方のご協力よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

(拍手あり)

議 長

なお、選第 2 号にあります「理事長職務代理者の指定」につきましては、私からの指定になりますので、指名をさせていただきます。

那珂市長の先崎市長さんを、理事長職務代理者に指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第 1 号から議案第 4 号まで、一括して事務局より説明をお願いします。

太田事務局長

はい、それでは議案第 1 号から議案第 4 号まで、一括して説明させていただきます。議案の 26 ページでございます。(6) 議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)について」でございます。

茨城県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについて、組合会の議決を求めるものでございます。

本日提出、理事長でございます。

変更内容につきましては、次のページの「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)要綱」により説明申し上げます。

まず、第 1、変更の目的でございます。5 つの変更がございます。まず、一つ目でございます。(1) 一部事務組合の解散及び設立に伴う定款の整備を行うものでございます。2 つ目、(2) 令和 6 年度の介護保険に係る収支見込みを行った結果、十分な介護積立金の積立てが見込まれることから、介護財源率の引下げを行うものでございま

す。3つ目、(3) 短期経理から業務経理へ繰り入れる額を変更するものでございます。4つ目、(4) 任意継続掛金の算定にあたり、在職中の標準報酬月額と乖離しないように標準報酬月額の算定方法を変更するものでございます。5つ目、(5) 市町村長以外の組合員が選挙する組合会議員選挙における代議員数を、所属所の負担軽減を図り変更するものでございます。

第2、変更する事項でございますが、(1) 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合が令和6年3月31日に解散、茨城県央環境衛生組合が令和6年4月1日に設立するため、定款内の選挙区及び別表の整備を図るものでございます。(2) 介護納付金の納付に係る標準報酬月額及び標準期末手当等の額の割合を、掛金、負担金ともに千分の8.75から千分の8.50に引き下げるものでございます。また、任意継続組合員は千分の17.5から千分の17.0に引き下げるものでございます。(3) 短期経理から業務経理への繰入額は、組合員1人あたり1,695円とするものでございます。この単価につきましては、毎年、総務省から示される額をもって予算計上することとなります。(4) 任意継続掛金を算定する際の標準報酬月額を退職時の標準報酬月額とし、その標準報酬月額の上限額38万円、これにつきましては、短期組合員が加入する前の平均標準報酬月額でございます。この38万円に設定するものでございます。(5) 市町村長以外の組合員が選挙する代議員数を、100人ごとに1人から200人ごとに1人とするものでございます。これにより、短期組合員の加入により増加した代議員数の抑制を図るものでございます。

第3、施行期日につきましては、令和6年4月1日としてございます。次ページ以降は「変更条文」、「新旧対照表」、「変更理由」を記載してございますので、後ほどご高覧願います。

議案第1号、茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)については、以上でございます。

次に、議案集の36ページでございます。(7) 議案第2号「茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)について」でございます。

茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部を次のとおり改正することについて、組合会の議決を求めるものでございます。

本日提出、理事長でございます。

変更内容につきましては、次のページの「茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)要綱」により説明申し上げます。

第1、改正の目的でございます。(1) 定年年齢引上げによる地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年退職後暫定再任用職員がこれまでの定年退職者等の再任用者と同様に組合員貸付の借受資格を有するよう規則の改正を行うものでございます。(2) 上記規則の改正により項番が削除されたため、これに伴う規則の整備を行うものでございます。

第2、改正する事項でございます。(1) 当組合の組合員貸付規則第4条第2項において、定年退職者等の再任用者の借受資格を有する

ことを規定しておりますが、定年年齢引上げによる地方公務員法の一部を改正する法律が施行されるため同条第 2 項を削除し、同規則の附則第 2 項において定年退職後暫定再任職員が借受資格を有するように規定を定めることとするものでございます。(2) 上記において、組合員貸付規則第 4 条第 2 項を削除したことに伴い、同条第 3 項を第 2 項に繰り上げるため、同貸付規則第 8 条第 3 項第 1 号に規定されている第 4 条第 3 項を同条第 2 項に改正するものでございます。

第 3、施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日の遡及適用としてでございます。次ページ以降は「変更条文」、「新旧対照表」、「変更理由」を記載してございますので、後ほどご高覧願います。

議案第 2 号、茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)については、以上でございます。

次に、議案集の 42 ページでございます。(8) 議案第 3 号「茨城県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正(案)について」でございます。

茨城県市町村職員共済組合物資供給規則の一部を次のとおり改正することについて、組合会の議決を求めるものでございます。

本日提出、理事長でございます。

変更内容につきましては、次のページの「茨城県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正(案)要綱」により説明申し上げます。

第 1、改正の目的でございます。定年年齢引上げによる地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの定年退職者等の再任用者と同様に定年退職後暫定再任用職員が物資立替の利用資格から除かれるよう規則の改正を行うものでございます。

第 2、改正する事項でございます。当組合の物資供給規則第 3 条で規定している利用資格について、定年年齢引上げによる地方公務員法の一部を改正する法律が施行されるため対象条文を下記のとおり改正するものでございます。具体的な改正内容をお示ししてございます。改正前「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項」を改正後「地方公務員法の一部を改正する法律附則第 4 条」とするものでございます。

第 3、施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日の遡及適用としてでございます。

次ページ以降は「変更条文」、「新旧対照表」、「変更理由」を記載してございますので、後ほどご高覧願います。

議案第 3 号、茨城県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正(案)については以上でございます。

次に、議案集の 47 ページでございます。(9) 議案第 4 号「茨城県市町村職員共済組合保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部改正(案)について」でございます。

茨城県市町村職員共済組合保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部を次のとおり改正することについて、組合会の議決を求めるものでございます。

本日提出、理事長でございます。

変更内容につきましては、ページを返していただきまして、「茨城

縣市町村職員共済組合保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部改正(案)要綱」により説明申し上げます。

第 1、改正の目的でございます。予算策定時の総務省通知において独立採算制を求められていることから、当組合が損益分岐点として想定する宿泊利用率 60%で減価償却前収益を黒字化するために利用料金の見直しに伴う規則の改正を行うものでございます。

第 2、改正する事項でございます。1 点目は、これまで一律の料金でございましたが、部屋は大きさの異なる 4 タイプがございますので、そのタイプにより 2 つの料金に改定するものでございます。2 点目は、料理は 3 コース、少量会席、基本会席、特別会席による料金に改定するものでございます。組合員料金と一般料金の差を拡大するものでございます。これにより、組合員料金の割安感をだすものでございます。ハイシーズン料金の設定をするものでございます。年末年始、夏季期間、ゴールデンウィーク、シルバーウィークに料金設定を行うものでございます。以上を基本とし、利用料金表を改正するものでございます。なお、料金表については、一部抜粋し、旧料金との比較例をお示ししてございます。組合員の平日の定員利用で、増額として 605 円、2,420 円、組合員の休日定員利用で、増額として 605 円、3,630 円の増額でございます。一般の平日の定員利用で、増額として 3,993 円、6,897 円、一般の休日定員利用で、増額として 4,114 円、8,954 円の増額でございます。一般料金より、組合員料金の割安感がでるものでございます。

第 3、施行期日につきましては、令和 6 年 7 月 1 日適用としてございます。

次ページ以降は「変更条文」、「新旧対照表」、「変更理由」を記載してございますので、後ほどご高覧願います。

議案第 4 号、茨城県市町村職員共済組合保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部改正(案)については以上でございます。

以上議案第 1 号から議案第 4 号まで一括してご説明いたしました。よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、議案第 1 号から議案第 4 号まで、事務局から説明がありましたが、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、申し上げます。

2 番 宮田議員

27 ページですけれども、短期経理、業務経理について意味がわからないので説明をお願いします。質問が 3 つあるのですが。

じゃあ、ひとつずつお願いします。

議 長

太田事務局長

はい、短期経理と業務経理の意味ということでございますが、まず短期経理でございますが、医療給付を扱う経理でございます。こちらのお金とか財産については組合員の掛金と負担金から賄うものでございます。それを医療費に当てている経理が短期経理でございます。そして業務経理でございますが、こちらについては短期や年金の共済組合の業務を扱う経理となっております。事務費やその他賃借料等を払っている経理が業務経理でございます。あくまでも短期経理については医療費の支出だけになってございまして、業務経理については医

療費とか年金の事務費を払う経理となっております。短期経理の一部を業務経理に事務費の繰り入れを一部認められてございます。それが組合員年間一人当たり 1,695 円となっております。短期経理の本来は医療費に充てるべきお金を業務経理の方に繰り入れしていいという金額でございまして、これが毎年毎年、総務省の指示によって変わるということになってございます。短期経理は医療給付を扱う経理でございまして、組合員の皆さんの掛金と所属所の負担金をいただきまして、病院にかかったときに組合員は3割負担いたします。その残りの7割を共済組合が病院にお支払いする経理でございまして、そこには事務費とか職員の給与とか扱う科目はございません。人件費や事務費を扱うのが業務経理となっております。

議 長 よろしいですか。

2 番 宮田議員 はい。

議 長 続けてどうぞ。

2 番 宮田議員 43 ページですけれども、物資立替とはどういう意味なのでしょう
か。

議 長 はい、事務局お願いします。

太田事務局長

物資立替でございますが、組合員が自動車購入をする際の立替制度がございまして、組合員が私どもと契約しているディーラーで車を購入した際に、その代金の一部を共済組合がディーラーにお支払いする経理でございまして、組合員の方は共済組合に毎月返還していただくという形になります。それが物資経理となりまして、自動車購入資金の立替制度ということになります。

議 長 よろしいですかね。

2 番 宮田議員 はい、49 ページですけれども、施行期日を7月1日とした理由を教えてください。

太田事務局長

はい、大洗鷗松亭につきましては、修繕を行いましてリニューアル工事で休館中でございます。このリニューアルオープン日が7月1日ということございまして、7月1日からの施行期日とさせていただいているところでございます。

議 長 よろしいですか。

2 番 宮田議員 はい。

議 長 はい、ありがとうございます。

他に質問はございますでしょうか。

はい、お願いします。

6 番 先崎議員 意味はわかるんですけれども、資料を見た時に他の方も分かりやすくするために48ページ、49ページにありましたけれども、料金表、多分これ平日の料金、忙しいハイシーズンとそうじゃないシーズンで分けているんですよね。前の2表がハイシーズン以外であとの2表がハイシーズンですよね。

太田事務局長

最初の2つが組合員の通常料金となりまして、あとの2表が一般料金の平日と休日料金の通常料金となっております。

6 番 先崎議員 ハイシーズンっていう言葉をどこかに入れた方が、この表自体が分かりやすいのかなと思いました。もし可能ならお願いします。

太田事務局長
議 長

はい、ありがとうございます。
大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。
他にございますでしょうか。
よろしいですか。

はい、それでは無いようでございますので、議案第 1 号から議案第 4 号につきまして、承認をするということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ありがとうございます。「異議なし」ということでございますので、改めまして議案第 1 号「茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更(案)」、議案第 2 号「茨城県市町村職員共済組合組合員貸付規則の一部改正(案)」、議案第 3 号「茨城県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正(案)」、議案第 4 号「茨城県市町村職員共済組合保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部改正(案)」につきまして、原案のとおり議決いたします。

続きまして、議案第 5 号「令和 6 年度本組合事業計画及び予算(案)」について、事務局の説明を求めます。

なお、事業計画及び予算(案)については内容が多岐に渡りますため、要点のみ説明をするようお願いしたいと思います。

太田事務局長

はい、それでは続きまして議案集の 54 ページでございます。議案第 5 号「令和 6 年度本組合事業計画及び予算(案)」についてでございます。本組合の令和 6 年度事業計画及び予算(案)を別冊のとおり定めることについて、組合会の議決を求めるものでございます。本日提出、理事長でございます。事業計画及び予算(案)につきましては総務課長の矢野よりご説明申し上げます。

矢野総務課長

総務課長の矢野でございます。どうぞよろしくお願いたします。本来であれば別冊でご用意いたしました「令和 6 年度事業計画及び予算(案)」の冊子でご説明申し上げるところでございますが、こちらの資料に予算案の要点や収支状況等をまとめてございますので、この「令和 6 年度事業計画及び予算(案)の概要」にてご説明申し上げます。

共済組合の経理は、13 経理でございます。下の※に記載してございますが、本概要におきましては、事業の性質分類ごとに経理を並べておりまして、予算書の経理順序と異なって掲載してございます。また、万円未満切り捨ての万円単位で表示してございます。このため、内訳の合計など必ずしも一致しないことを、併せてご了承ください。

また、(R05)書きの数値は、令和 5 年度見込み額、及び増減額を掲載してございます。それでは、ページを返していただきまして、56 ページをご覧ください。

ローマ数字の 1、総括でございます。

令和 4 年 10 月 1 日から、地方公務員等のうち被用者保険の適用対象である非常勤職員を組合員とし、短期給付と福祉事業を適用するため、地方公務員等共済組合法施行令が改正施行されました。この施行

令改正に伴い、当組合では組合員、短期組合員といいますが約 9,500 人加入しました。そして、令和 6 年度末では 9,888 名を推計してございます。令和 6 年度の事業計画及び予算編成にあたりましては、令和 5 年度に引き続きまして、この短期組合員の加入に伴う事業への影響を勘案しつつ、以下の諸数値に基づき推計したところでございます。

まずは、掛金や負担金の算定基礎となる組合員数や標準報酬等でございます。「地方公共団体数、組合員数、被扶養者数」でございます。(1) 地方公共団体数は 80 でございます。市 32、町 10、村 2、一部事務組合等 36 となっております。(2) 組合員数でございます。36,843 人でございます。現職組合員が 36,234 人、任意継続組合員は 609 人でございます。(3) 被扶養者数でございます。23,294 人で、現職組合員の被扶養者 22,997 人、任意継続組合員の被扶養者 297 人でございます。「標準報酬の月額、平均標準報酬の月額、標準期末手当等の額の短期分」でございます。(1) 標準報酬の月額でございます。①の現職組合員は 115 億 8,637 万円、令和 5 年度と比べ 1 億 2,715 万円の増でございます。②任意継続組合員は 1 億 4,743 万円、令和 5 年度と比べ 1,743 万円の増でございます。(2) 平均標準報酬の月額でございます。①の現職組合員は 319,809 円でございます。②の任意継続組合員は 242,100 円でございます。(3) 標準期末手当等の額でございます。現職組合員は 435 億 1,123 万円、令和 5 年度と比べ 4 億 1,323 万円の増と推計してございます。

ここから各経理の予算案でございます。右のページ 57 ページをご覧ください。ローマ数字の 2、短期給付事業関係の「1 短期経理」でございます。

この経理は、組合員やその被扶養者が病気やケガにより医療機関等を受診した際の医療費等の支払い、及び高齢者医療制度への納付金等の支払いを行ってございます。また 40 歳以上 65 歳未満の組合員にかかる介護保険料の収納を行う経理でもございます。まず、「短期給付」の予算(案)の要点でございます。「議案第 1 号」の「定款の一部変更」におきまして議決いただきました、業務経理への繰入金額等を用いて推計してございます。財源率は 98.8%で令和 5 年度から据置きでございます。この財源率を基に収支を推計してございます。

(1) 収入でございますが 204 億 9,952 万円、令和 5 年度と比べ 6 億 1,564 万円の増でございます。掛金・負担金それぞれ約 89 億円を見込むものでございます。(2) 支出でございます。201 億 6,543 万円、令和 5 年度と比べ 6,018 万円の増でございます。医療給付費として保健給付 93 億 715 万円を見込むものでございます。また、高齢者拠出金の前期高齢者納付金は 25 億 6,409 万円、後期高齢者支援金は 41 億 3,953 万円を見込んでございます。なお、これらの高齢者拠出金を賄うための保険料率、いわゆる特定保険料率は 37.27%でございます。

(3) 収入から支出を差し引いた収支は、プラス 3 億 3,408 万円、当期短期利益金を計上する推計でございます。この当期短期利益金は、令和 5 年度末の利益剰余金に積み増ししまして、令和 6 年度末の利益剰余金 22 億 3,775 万円を令和 7 年度へ繰り越すものでございます。

ページを返していただきまして、58 ページをご覧ください。

介護保険でございます。予算（案）の要点でございますが、介護についても短期給付と同様に、「議案第 1 号」の「定款の一部変更」におきまして議決いただきました、介護財源率を用いて推計してございます。「介護納付金」賄うことができ、かつ介護欠損金が生じない範囲内で、介護財源率の引下げを行うものでございます。令和 6 年度は 17.00% で、令和 5 年度と比べ、マイナス 0.5% で推計してございます。（1）収入でございます。収入は 19 億 6,878 万円、令和 5 年度と比べ、3,993 万円の減でございます。（2）支出は 19 億 4,049 万円、令和 5 年度と比べ、4,382 万円の減でございます。（3）収入から支出を差し引いた収支は、プラス 2,828 万円の当期介護利益金を見込んでございます。この当期介護利益金は、令和 5 年度末の介護積立金に積み増ししまして、令和 6 年度末の介護積立金 3,840 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。以上「短期給付事業関係」でございました。

右のページ 59 ページをご覧ください。

ローマ数字の 3、長期給付事業関係でございます。

こちらにつきましては、「2 厚生年金保険経理」は厚生年金の財源率、中段以下の「3 の退職等年金経理」と、次のページの「4 経過的長期経理」は、地方公務員共済組合連合会の定款により定められた財源率、これを用いまして、収納した掛金または負担金を全国連合会に納付するための経理でございます。「2 厚生年金保険経理」の予算（案）の要点でございます。公務員の厚生年金保険料につきましては、平成 30 年 9 月に民間被用者と統一されまして 183% でございます。令和 5 年度から財源率は変更ございません。（1）の収入は 359 億 2,892 万円、（2）の支出は、収入と同額でございます。すべて全国連合会へ納付いたしますので、（3）収支差額はなしでございます。

「3 退職等年金経理」の予算（案）の要点でございます。財源率は、15% で、令和 5 年度から変更ございません。（1）の収入は 23 億 3,709 万円、（2）の支出は、収入と同額でございます。すべて全国連合会へ納付いたしますので、（3）収支差額はなしでございます。

60 ページに参りまして、「4 経過的長期経理」の予算（案）の要点でございます。財源率は、0.0953% で、令和 5 年度からマイナス 0.0037% でございます。（1）の収入は 1 億 4,781 万円、（2）の支出は、収入と同額でございます。すべて全国連合会へ納付いたしますので、（3）収支差額はなしでございます。以上「長期給付事業関係」でございました。

61 ページをご覧ください。

ローマ数字の 4、福祉事業関係に参りまして、「5 保健経理」でございます。

この経理は、組合員とその被扶養者の健康づくり及び保養・リフレッシュに関する各種事業を行うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。財源率は 4.2% で、令和 5 年度から変更ござい

ません。なお、「大洗鷗松亭」の宿泊利用助成額につきましては、令和 3 年度から、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、2,500 円の増額措置を行ってまいりましたが、今般、これを終了しますとともに、本年 7 月のリニューアルオープンに伴います宿泊料金の改定をふまえて、助成額を 6,500 円に見直しを行いたく存じます。(1) 収入でございます。7 億 5,598 万円。主に、組合員・所属所からの掛金・負担金の収入でございます。令和 5 年度と比べ 45 万円の増でございます。(2) 支出でございます。12 億 4,433 万円でございます。令和 5 年度と比べ 5 億 5,152 万円の増でございます。厚生費総額 5 億 4,595 万円、特定健診・特定保健指導費 1 億 2,868 万円、大洗鷗松亭の改修費用として、宿泊経理への繰入額 4 億 5,820 万円が主な支出でございます。(3) 収入から支出を引いた収支は、マイナス 4 億 8,835 万円の当期損失金を推計してございます。この当期損失金は、令和 5 年度末の改良積立金及び積立金から取り崩して補てんいたしまして、令和 6 年度末の利益剰余金 8 億 6,682 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

62 ページに参ります。「6 宿泊経理」でございます。この経理は、組合員と家族のための保養所「大洗鷗松亭」の運営を行うための経理でございます。予算(案)の要点でございます。現在、「大洗鷗松亭」は、中長期修繕計画に基づく大規模修繕工事のため、昨年 10 月から休館しております。本年 7 月にリニューアルオープンの予定でございます。リニューアル後は、工事費用の回収、及び収益改善のため、「議案第 4 号」の「保養所の設置及び管理運営に関する規則の一部改正」におきまして議決いただきました、「利用料金等の改正」に基づきまして推計してございます。なお、「中長期修繕計画の経過報告」等詳細につきましては、後ほど「その他の事項」といたしまして、ご案内させていただきたいと存じます。(1) 収入でございます。8 億 6,105 万円と推計してございます。宿泊利用率は 65.22%を見込みまして、施設収入 3 億 7,890 万円、商品売上 1,260 万円を見込むものでございます。また、改修費用といたしまして、保健経理から繰入金 4 億 5,820 万円を見込むものでございます。(2) 支出でございます。7 億 736 万円でございます。大規模修繕工事による修繕費 1 億 3,133 万円、客室内備品類の購入費用等 9,368 万円を見込んでございます。(3) 収入から支出を引いた収支は、プラス 1 億 5,368 万円の当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和 5 年度末の利益剰余金に積み増しし、令和 6 年度末の利益剰余金 33 億 7,324 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

「7 貯金経理」でございます。

この経理は、組合員から預け入れされた貯金を有価証券等で運用いたしまして、市中金利より有利な利率で還元するための経理でございます。予算(案)の要点でございます。支払利率は年 1.44%、据え置きでございます。令和 6 年度末の貯金加入者数を 22,536 人、令和 6 年度末組合員貯金残高を 1,567 億 1,397 万円と推計し、令和 5 年度と比べ 113 億 6,138 万円の増と推計してございます。なお、貯金経理の資

産運用利回りを年利 1.46%と推計してございます。(1) 収入でございます。24 億 7,473 万円でございます。令和 5 年度と比べ 8,789 万円の増でございます。主に、有価証券等利息でございます。(2) 支出でございます。22 億 1,579 万円でございます。令和 5 年度と比べ 1 億 1,033 万円の増でございます。主に、貯金の支払利息でございます。

(3) 収入から支出を引いた収支は、プラス 2 億 5,894 万円、当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和 5 年度末の利益剰余金に積み増しをし、令和 6 年度末の利益剰余金 196 億 6,035 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

「8 貸付経理」でございます。

この経理は、組合員が居住する住宅の取得や増改築、また生活必需品の購入、入学、修学等の際の資金について貸付を行うための経理でございます。予算(案)の要点でございます。令和 6 年度末貸付残高は 31 億 758 万円、令和 5 年度と比べ、2 億 8,851 万円の減と推計してございます。なお、貸付利率は変更ございません。(1) 収入でございます。収入は 3,984 万円でございます。令和 5 年度と比べ 433 万円の減でございます。主に、貸付金の利息収入でございます。(2) 支出でございます。4,254 万円でございます。(3) 収入から支出を引いた収支は、マイナス 270 万円の当期損失金を推計してございます。当期損失金は、令和 5 年度末の利益剰余金から取り崩して補てんしまして、令和 6 年度末の利益剰余金は 29 億 9,354 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

「9 物資経理」でございます。

この経理は、共済組合が契約いたします自動車販売店から組合員が自家用車を購入するにあたりまして、その代金の全部または一部を立替払いするための経理でございます。予算(案)の要点でございます。令和 6 年度末物資立替残高は 12 億 5,366 万円、令和 5 年度と比べ 6,928 万円の増と推計してございます。立替利率は 1.56%で、令和 5 年度から変更はございません。令和 6 年度の立替金債権保全保険料については 100 万分の 110.4 と、令和 5 年度と比べ減額となっております。(1) の収入でございます。2,032 万円、立替金利息と立替手数料でございます。(2) 支出でございます。1,749 万円でございます。(3) 収入から支出を引いた収支は、プラス 282 万円、当期利益金を推計してございます。この当期利益金は、令和 5 年度末の利益剰余金に積み増しをし、令和 6 年度末の利益剰余金 1 億 7,855 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

「10 財形経理」でございます。

この経理は、地方公務員財産形成事業基本計画により全国連合会から割り当てられます資金を、組合員が居住するための住宅新築等の資金として貸付を行うための経理でございます。予算(案)の要点でございます。令和 6 年度末の財形住宅貸付残高 1,731 万円で、4 件の貸付でございます。また、収入でございますが、13 万円でございます。なお、支出につきましても、収入と同額で、収入した金額を全額、全国連合会に払い込みいたしますので、収支差額はなしでございます。

ページを返していただきまして、66 ページに参ります。

ローマ数字の 5、共済組合事業の「11 業務経理」でございます。

この経理は、共済組合が行う事業のうち、主に短期給付事業、及び長期給付事業に係ります事務に要する費用を賄うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。総務省から示されます地方公共団体負担の組合員 1 人当たり事務費年額は 8,895 円で、令和 5 年度と比べ 725 円の増でございます。（1）収入でございます。5 億 2,322 万円で、令和 5 年度と比べ 5,208 万円の増でございます。（2）支出でございます。5 億 4,105 万円で、令和 5 年度と比べ 7,046 万円の増でございます。（3）収入から支出を引いた収支は、マイナス 1,782 万円の当期損失金を推計してございます。この当期損失金は、令和 5 年度末の利益剰余金から取り崩して補てんいたしまして、令和 6 年度末の利益剰余金 8 億 4,037 万円を令和 7 年度に繰り越すものでございます。

「12 退職等年金預託金管理経理」でございます。

この経理は、全国連合会が保有いたします退職等年金給付組合積立金の一部を、構成組合が資金預託を受けまして運用を行うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。貸付経理と物資経理へ資金を貸し付けることにより運用しておりまして、令和 6 年度末の長期貸付金残高は 11 億 8,419 万円を推計してございます。（1）の収入は 1,194 万円でございます。なお、支出につきましても、収入と同額で、収入した金額を全額、全国連合会に払い込みいたしますので、収支差額はなしでございます。

「13 経過的長期預託金管理経理」でございます。

この経理は、全国連合会が保有する経過的長期給付組合積立金の一部を、構成組合が資金預託を受けまして運用を行うための経理でございます。予算（案）の要点でございます。縁故地方債により運用してございますが、平成 17 年度以降、縁故地方債の引き受けがなく、今後も引き受けの見込みがないことから、この経理は令和 7 年度に廃止の方向でございます。令和 6 年度末におきまして保有額はなし。このため、収入支出ともに 0 円の見込みでございます。

以上のように、当組合の 13 経理のうち、当期利益金、黒字を計上しますのは、短期経理、宿泊経理、貯金経理、物資経理の 4 つの経理でございます。当期損失金、赤字を計上しますのは、保健経理、貸付経理、業務経理、3 つの経理でございます。それ以外の 6 つの経理は、収支がゼロでございます。なお、当期損失金を計上した 3 つの経理につきましても、これまで積み立ててまいりました利益剰余金をもって補てんすることができるため、翌期へ繰り越す「欠損金」はございません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、議案第 5 号について、事務局より説明がありましたが、ご質問がございましたら、よろしくお願いたします。

はい、よろしいですか。

それでは、無いようですので、議案第 5 号につきまして承認するこ

とに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ありがとうございます。異議なしということで、議案第 5 号「令和 6 年度本組合事業計画及び予算(案)」につきまして、原案のとおり議決いたします。

次に、その他といたしまして、事務局から報告をお願いします。

飯田事務局次長

福利厚生課の飯田でございます。私の方から 68 ページ、(11) その他のアにあります大洗鷗松亭中長期修繕計画令和 5 年度工事の経過報告といたしまして、令和 5 年 5 月に開催いたしました第 197 回組合会以降において行われました保養所運営委員会における協議事項について簡潔に報告をさせていただきます。

まず、1 番ですけれども、業者の選定状況でございます。こちらは入札により決定をしております。(1)の施工業者が常総開発工業株式会社、(2) FFE の家具類になりますけれども、こちらの納入業者が株式会社日旅産業、そして(3)といたしまして客室等備品いわゆる消耗品類の納入業者につきましては①から⑤まで各種備品ごとに株式会社 JTB 商事などとなっております。なお、落札金額につきましては後ほどの読み取りをお願いいたします。

続きまして、2 の休館中の職員の処遇ということでございますけれども、こちらもご報告させていただいております。(1) 正職員となります施設職員につきましては、①のとおり外部出向者が 11 名、そしてその他の職員については休館中であっても②と致しまして内部業務としてオープンに向けた事務等を行っております。また、(2) の臨時職員につきましては、①の年齢が 65 歳未満の者につきましては原則として休業補償による継続雇用しております。また、②の 65 歳以上の者については契約満了としております。

続きまして 3 に移りまして利用料金の設定についてご協議をいただいております。こちらは収益改善及び工事費用の回収を目的といたしまして、その利用料金の引き上げを行うことにつきまして保養所運営委員の皆様のご了解をいただいたものでございます。こちらにつきましては、先ほど議案第 4 号にて議決いただきました内容となりますので説明の方は割愛をさせていただきます。

続きまして 4 に移りまして 69 ページでございますけれども、リニューアルオープン後の運営方針についてでございます。運営の方針の柱として考えておりますのが、(1) の収益の増収、そして(2) といたしまして、主に人件費を削減すること、そして(3) として、その他に新企画でございます。まず、(1) の収益の増収では、①の新料金の設定のほかに②の新プランの設定といたしまして、例えば平日に空き部屋がある場合のみ、シングルユースというような一人利用などを検討しております。また、③といたしまして、じゃらんとか楽天トラベルなどといったオンラインを利用する OTA 販売というものにつきまして、オープン後の集客状況を見極めた上で令和 7 年度以降の開始を検討して参ります。続きまして(2) に行きまして、人件費の費用削減におきましては、①のロボット掃除機の導入と②のリネンの全面

リース化によりまして、それぞれパート職員 1 名分相当の費用を削減できると推計しております。また、③といたしまして、日帰りランチ及び日帰り入浴を土曜日・日曜日そして祝日と休みの日のみに営業を変更することで、売上の少ない平日に職員を待機させずに済むこととなりますので、残業時間の削減などに繋げていきたいと考えております。続きまして（3）その他の新企画といたしまして、まず、①に日帰りランチの利用者に関しまして、日帰り入浴の料金を半額とすることによりまして、ご利用される方の満足度を高めて参りたいと考えております。続きまして②の旅行会社のランチストップでございますけれども、先ほどランチは祝日のみとお話ししましたが、平日に限りまして団体客を対象として、旅行会社からの予約で行いたいなというふうに考えております。また、③といたしまして、地元笠間焼の酒器などを購入された方に対しては、特典サービスということで、夕食時に笠間焼の酒器を使ってお酒を楽しんでいただくといった企画などを行って参る予定でございます。

続きまして、5 のモックアップルームの内覧でございますけれども、こちらは先月 23 日と 25 日に委員の皆様には先行して仕上げた部屋、502 号室で行ったものでございます。この部屋は 4 名でお使いいただける最も広いタイプの部屋でございます。メインベッド 2 個及びソファベッド 2 個、これらを配置しております。この部屋のレイアウトにつきましては 71 ページになりますけれども、こちらをご覧いただきたいと思いますが、こちらの図の下側が玄関となっております。そして図の上側が海側の窓の方向でございます。玄関に入りますと踏み込み部分を通りまして、フローリングである室内へと参ります。この上がった右側のところにはメインベッド 2 個のベッドコーナー、そして窓の方向に進んだその奥にはソファベッド 2 個を利用しましたリビングコーナーとなっております。このベッドコーナーとリビングコーナーの間にロースクリーンというふうに申しますが、木製の仕切りを設置いたしまして、それぞれの空間に独立性を持たせておるデザインでございます。また、図面には記載してございませんが、リビングコーナーの左側のところに壁掛け式のテレビを配置する予定でございます。また、部屋全体のレイアウトといたしまして左側の方にトイレとか洗面所、浴室などがございます。今回のリニューアルはベッドを使用する洋室スタイルの改修ということでございますけれども、室内は木の部分を多くしたり、壁紙を和風にするなど和モダンな雰囲気を味わえる作りとしております。レイアウトの説明は以上といたしまして、69 ページの方にお戻りいただきたいと思っております。こちらに※印がございましたけれども、床と天井以外の木の部分につきましては、茨城県産の八溝杉を使用することになりまして、地産地消に取り組むことができましたので、このことをお客様にも PR して行きたいと考えております。そして（1）の客室の設計変更についてご報告をさせていただいたものでございます。実は設計当初は先ほどのレイアウト、玄関からフラットな作りとする予定でございましたが、客室の解体工事を行いましたところ、床下にその建物躯体がありまして、

そのコンクリートの部分が約 4 cm ほど盛り上がっている構造となっております。この盛り上がり部分につきましては耐震構造上の観点から削ることができないために、その玄関を入った踏み込み部分と客室部分との境の所に、どうしても段差ができてしまいまして、そこに上がり框を設置するように変更をしております。その框の高さ、いわゆる段差については約 7 cm ほどございますけれども、お客様が極力安全にご利用できるように心がけた高さで設定をしております。なお、部屋に上がる際には履物を脱いでいただくことを想定しておりますけれども、スリッパも使用できるように準備する予定でございます。続きまして、(2) の客室内覧における検討事項でございました。保養所運営委員の皆様から内覧時にご意見をいただきましたけれども、そのうち夜間の照明が暗いのではないかとご意見をいただきましたが、それに対しましてはダウンライトの照度や角度を調整することによりまして、その見学しているときよりも明るさをアップできたこと、また室内の間仕切りなどを短く致しまして移動空間をより確保できたといったことなど次の 5 点について改善を図ることができました。

次の 70 ページをご覧くださいと思います。6 のところに進みまして工事の進捗といたしまして (1) の工事期間の延長についてでございます。引き渡しの時期が当初予定の令和 6 年 4 月の月上旬から令和 6 年 5 月の下旬に変更となりました。変更工事及び追加工事の影響によりまして一部の客室の引き渡しが遅れるためということでございますけれども、※印のところがございますとおり令和 6 年 7 月 1 日のオープンには変更がない旨を委員の皆様にご報告してご了解をいただいております。続きまして(2)に移りまして、工事費用についてでございますが、こちらは①の大規模修繕工事及びリニューアル工事と②の変更工事及び追加工事について報告しております。なお、工事金額につきましては両方の工事を合わせまして税込み 13 億 2,800 万円となっております。

7 に移りまして今後の予定といたしまして、主に周知活動の予定を報告しております。令和 6 年 4 月上旬から広報紙いばらき共済やホームページ、また担当者のページに記事を掲載いたしまして組合員の皆さんに周知を図っていきたくと考えております。また、令和 6 年 5 月の中旬、具体的にはゴールデンウィーク明けぐらいからと考えておりますが、組合員の宿泊予約を開始する予定となっております。予約の方法につきましては、休館前と同じような鷗松亭のホームページからの予約または電話による予約とさせていただく予定でございます。また所属所を訪問させていただくような営業活動も行って参る予定でございます。所属所の共済事務のご担当者様に改めてお願いに上がりたいと考えております。その後令和 6 年 6 月 1 日から一般の方に関する宿泊予約を開始いたしまして、令和 6 年 7 月 1 日にリニューアルオープンを迎えるという予定でございます。保養所運営委員会での協議事項の報告とさせていただきます。では、今後の行事予定につきましては矢野の方から報告をさせていただきます。

矢野総務課長

それでは、72 ページ、73 ページをご覧ください。今後の行事予定で

ございます。まず、当組合の事業でございますが、5月24日監事監査をこちら市町村会館で実施させていただきます。理事長、監事さんのご出席を賜ります。そして6月21日金曜日に本日と同じような共済組合役員会、保養所運営委員会、そして第199回組合会を実施したいと存じます。通知につきましては日時が近くなりましたら詳細をご案内させていただきます。そして全国及び関東地区の行事予定でございますが、明日2月27日互選議員会議そして全国代表理事協議会が東京グリーンパレスで行われます。木内代表理事にご出席賜ります。そして2月28日は全国市町村職員共済組合連合会の第101回総会が東京グリーンパレスで開催されます。こちら木村理事長並びに木内代表理事にご出席を賜ります。73ページに参りまして、その他は特にございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

はい、ただいまその他ということでご報告させていただきましたが、こちらにつきまして何かご意見ご要望がございましたらお願いいたします。

(8) 閉 会

議 長

よろしいですか。はい、それでは特に無いようでございますので、大変長時間にわたりまして皆様方のご協力をいただき感謝いたします。以上をもちまして第198回組合会を閉会とさせていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

(時に、午後5時10分)

以上は、会議の顛末を記載したものであるが、その記載が正確であることを証するためここに署名する。

令和 6 年 3 月 12 日

議 長

木村敏文

署名議員

鈴木定幸

署名議員

香取雄介 